

随意契約等見直し計画

平成23年11月
独立行政法人
国立長寿医療研究センター

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成22年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約等の見直し計画を策定する。

今後は、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争等に移行することとした。

	平成22年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(63.6%) 138	(73.0%) 1,906,650	(77.9%) 169	(81.3%) 2,125,266
競争入札	(63.6%) 138	(73.0%) 1,906,650	(77.9%) 169	(81.3%) 2,125,266
企画競争、公募等	(-%) 0	(-%) 0	(-%) 0	(-%) 0
競争性のない随意契約	(36.4%) 79	(27.0%) 706,490	(22.1%) 48	(18.7%) 487,874
合 計	(100.0%) 217	(100.0%) 2,613,140	(100.0%) 217	(100.0%) 2,613,140

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成22年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、平成23年8月に公表した『「一者応札・一者応募」にかかる改善方策について』を確実に実施し、今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、当該改善方策に留意しつつ契約事務を進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成22年度実績)

実 績	件 数	金額(千円)
競争性のある契約	138	1,906,650
うち一者応札・一者応募	(25.4%) 35	(33.4%) 635,996

2. 随意契約等見直し計画達成へ向けた具体的な取り組み

(1) 契約監視委員会等による契約の点検の実施

- ① 随意契約(基準額以下のもの、緊急性のあるものを除く。)は、「契約監視委員会」の事前審査を実施。
- ② 平成22年度調達案件のうち、前回一者応札及び前回落札率100%の契約についても「契約監視委員会」として事前に審査を実施。
- ③ 「監査室」による契約を重点項目とした内部監査による点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、原則、一般競争入札を徹底する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

- ① 入札公告に関する事項
 - ・ 入札公告は、公告情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
 - ・ 入札公告は、全て病院ホームページへの記載や院内掲示を行うこととする。
 - ・ 入札公告は、可能な限り土日・祝日等に配慮し、入札公告から入札期日の前日までの期間を10日間以上確保する。
- ② 資格要件に関する事項
 - ・ 資格要件は、官公庁や国立病院等の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。
- ③ 仕様書に関する事項
 - ・ 仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく記載し、特定の者が有利となる仕様にししない。また、入札説明会等は可能な限り実施する。
 - ・ 発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。
- ④ 参加者への配慮に関する事項
 - ・ 契約相手方の金銭負担となる工事若しくは製造その他についての請負契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払いを活用するなど配慮する。
 - ・ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行し易くなるよう配慮する。
 - ・ 院内給食業務の委託や機器の賃貸借及び情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう複数年契約とするなど配慮する。